

東京都推奨機能申請要綱

平成 30 年 10 月 30 日
30 青総青第 798 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日
30 青総青第 1288 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号。以下「条例」という。）第 5 条の 2 第 2 項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成 16 年東京都規則第 98 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づくインターネット接続機器に利用者が付加することができる機能（以下「機能」という。）の推奨申請につき、必要な事項を定めるものとする。

(申請方法)

第 2 条 機能について推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に係る機能ごとに、別記様式第 1 号「機能推奨申請書」に必要な事項を記載するとともに、規則第 2 条の 2 第 2 項第 1 号に規定するいずれかの要件及び同項第 2 号から第 5 号までに規定する要件に適合していることを証する書類を添付して提出しなければならない。

(推奨の手続き)

第 3 条 申請者は、前条の規定により申請を行ったときは、規則第 2 条の 3 に規定する東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の求めに応じ、申請に係る機能の詳細について、継続かつ適切に当該機能を提供できること等の説明を行わなければならない。

2 検討委員会各委員は、申請された機能等を別表により評価し意見を表明するものとする。

3 知事は、前項で示された意見を聴いた上で、規則第 2 条の 2 第 2 項に規定する推奨基準に適合していると認める場合には、これを推奨するものとする。

(欠格事由)

第 4 条 申請者が、次の各号いずれかに該当する場合は、推奨しないものとする。

一 宗教活動又は政治活動若しくは政党、その他特定の団体を支持し又は反対することを目的として結成されたもの

二 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

三 公序良俗に反する活動を行うもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等

五 プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告に沿った規定を含む個人情報の保護に関する法令が定められた国・地域以外で設計された機能又はこれに準ずる事情が認められるものについて、以下の理由により都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課（以下「都民安全推進課」という。）の求める情報を提供することが困難であると認められるもの

(1) 個人情報の保護やセキュリティの確保方策等に係る機能の設計等に関する情報につ

いて、申請者が属する国の法令による規制により提供することが困難であるとき

(2) 前(1)の情報について、申請者の判断等により提供しないとき

(推奨の通知)

第5条 知事は、第3条第3項により推奨することとしたときは、別記様式第2号「推奨決定通知書」により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第3条の手続きを経た上で推奨をしないこととしたときは、別記様式第3号「非推奨通知書」により申請者に通知するものとする。

(推奨後の確認)

第6条 知事は、必要に応じて、第3条第3項により推奨した機能が、引き続き規則第2条の2第2項に規定する推奨基準に適合しているか否かについて確認することができる。

2 前項の確認は、第2条により提出された「機能推奨申請書」の記載事項その他第3条に規定する手続きにおいて前項の機能が規則第2条の2第2項に規定する推奨基準に適合していると認められる理由となった事項について、推奨を受けた者（以下「被推奨者」という。）からの報告を徴収することにより行う。

(推奨の取消し)

第7条 知事は、次の各号いずれかに該当し、必要があると認めるときは、第3条第3項の推奨を取り消すことができる。

一 被推奨者から、推奨された機能の提供停止に関する別記様式第4号「推奨取消申請書」により取消し申請があったとき

二 第2条に規定する申請に虚偽があることが判明したとき

三 第4条各号に規定する欠格事由に該当することが判明したとき

四 前条第1項による確認の結果、推奨された機能が推奨基準に適合していないことが判明したとき

五 被推奨者が前条第2項による報告の徴収の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき

(推奨の取消しの通知)

第8条 知事は、前条の規定により推奨の取消しをした場合は、別記様式第5号「推奨取消通知書」により被推奨者に通知するものとする。

(指定の公表)

第9条 知事は、第3条第3項の規定により推奨した場合及び第7条により推奨の取消しをした場合には、その旨を公表するものとする。ただし、推奨した場合の公表で被推奨者側の機密情報に係る場合には、被推奨者と協議することとする。

2 前項による公表の手段は、次に掲げる方法による。

(1) 東京都都民安全推進本部ホームページによる公表

(2) 広報媒体を使用した公表

(各種届出)

第10条 被推奨者は、申請以外に必要な事項について、次に掲げる場合には必ず届出を行わなければならない。

(1) 推奨された機能について、推奨決定時と変更が生じるとき（機能のアップデート等、品質保持のために行う変更を除く。）

(2) 社名を変更するとき

2 その他、届出が必要と考えられる事情が生じた場合には、被推奨者と都民安全推進課による協議の上、届出を行うものとする。

3 届出は、別記様式第 6 号「関連事項（変更・届出）書」に必要事項を記載して提出することにより行う。

（事務）

第 11 条 各種手続き等に関する事務は、都民安全推進課が行う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 4 条第 5 号、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 2 号 (第 5 条第 1 項関係)

番号
年 月 日

殿

東 京 都 知 事 印

推 奨 決 定 通 知 書

年 月 日付の申請受理番号 ー で推奨申請があった下記の機能について推奨することとしたので、東京都推奨機能申請要綱第 5 条第 1 項の規定により、通知します。

記

1 対象機能の名称